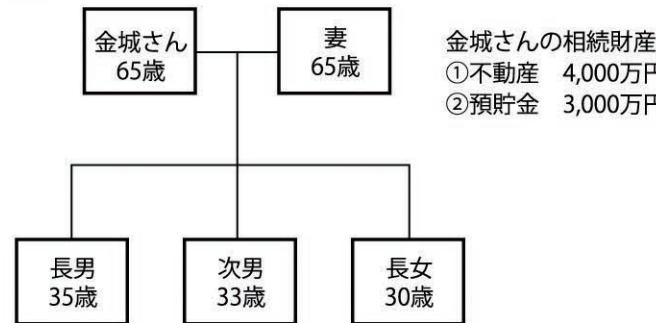


知っておきたい!

相続のはなし ⑧

図① 金城さんのケース



図② 相続税の「基礎控除」

【平成26年12月31日まで】
5,000万円 + (1,000万円 × 法定相続人の数)

【平成27年1月1日以降】
3,000万円 + (600万円 × 法定相続人の数)

図③ 相続税額の試算

	平成26年 12月31日まで	平成27年1月以降	
		保険に未加入	保険に加入
預貯金	3,000	3,000	1,000
生命保険	0	0	(イ) 2,000
不動産	4,000	4,000	4,000
合計	7,000	7,000	7,000
基礎控除	▲9,000	▲5,400	▲5,400
生命保険非課税	0	0	▲2,000
課税遺産総額	0	1,600	0
相続税	0	(ア) 160	0

(ア) 計算の便宜上、配偶者の税額軽減や小規模宅地の評価減は考慮していません

(イ) 2,000万円の預貯金を使って、2,000万円の生命保険に加入したと仮定

生命保険の加入 相続税対策にも

執筆／野原 雅彦（野原税理士事務所）

今回は、「生命保険を活用した相続対策」について紹介。夫婦と子ども3人家族という金城さん（仮名）を例に、生命保険の活用方法について解説します。

生命保険だけの特典

相続税法には、「死亡保険金の相続税非課税」という制度があります。仮に金城さんに万が一のことが起きた場合、金城さんが保険料を負担した生命保険金（死亡保険金）は、「500万円 × 法定相続人の数」の金額まで相続税が非課税となります。金城さんは相続人が4人（図①参照）いますので、非課税枠は2,000万円です。この非課税枠は相続税の基礎控除（図②参照）とは別枠で設けられており、生命保険にだけ認められた制度です。

死亡保険金は一定額非課税

相続対策

来年から相続税の基礎控除が下がりますので、相続税の心配をしなければいけない人もいらっしゃるかと思います。7000万円の財産を所有している金城さんの場合も、基礎控除が下がることで相続人に直接保険金を生じることが予想されます（図③参照）。しかし、お持ちの預貯金を使って生命保険に入り、生命保険の非課税枠を活用することで、相続税を0円にすることも可能となります。

すぐに使う予定の無い預貯金を持つている方で、生命保険に加入していない方がいらっしゃいましたら、相続税対策にもなりますので生命保険の加入を検討してみてはいかがでしょうか。

生前贈与対策と合わせて

生前贈与される財産として最も一般的なものが現金や預貯金です。われわれ税理士もよく提案します。

しかしながら、子どもや孫に現金や預貯金を渡してしまうと、「無駄づかいをしてしまうのではないか」「金銭感覚がまひして

しまうのではないか」という不安があります。これらのお子様の学資保険などに生命保険を組み合わせることも考えられます。

例えば、金城さんが長男に現金の贈与をし、長男はその現金を使って子どもの学資保険などの生命保険料の支払いに充てるというような方法です。

契約次第で他に課税も

以上的のように、相続の場面ににおいて生命保険にはメリットが多く、紙面の都合上ご紹介できませんがほかにもさまざまな活用法があります。しかしながら、健康状態によっては加入ができない場合や、加入できたとしても保険料が割高となってしまうこともあります。また、生命保険は年齢制限もあり、高齢の場合、保険商品によつては加入ができないものもあります。健康なうちに早めに加入しておくことがポイントと言えます。

なお、生命保険の契約形態によつては所得税や贈与税など、他の税金が課税されてしまうこともあります。生命保険への加入を検討している方がいらっしゃいましたら、お知り合いの専門家にきちんと相談した上で実行されることがあります。

産には、こういった非課税枠はありません。

来年から相続税の基礎控除が下がりますので、相続税の心配をしなければいけない人もいらっしゃるかと思います。7000万円の財産を所有している金城さんの場合も、基礎控除が下がることで相続人に直接保険金を生じることが予想されます（図③参照）。しかし、お持ちの預貯金を使って生命保険に入り、生命保険の非課税枠を活用することで、相続税を0円にすることも可能となります。

ご承知の通り、金城さんに万が一のことが起きた場合、金城さん名義の預金口座は凍結され、遺産分割協議がまとまるまで引き出しができなくなってしまいます。生命保険であれば、死亡診断書等の必要書類をそろえることで相続人に直接保険金が振り込まれますので、何と助かるかと思います。

のはら・まさひこ／東京の大手税理士法人で実務を学んだ後、父・野原茂男の後を継ぎ、兄の野原信男とともに那覇市久茂地にて野原税理士事務所を開業中。セミナー等の実績も多い。☎098(863)6267 http://2n-taxoffice.jp/

